

第2回 健康・医療・介護ワーキング・グループ 議事録

1. 日時：令和6年10月11日（金）15:30～17:02

2. 場所：オンライン会議

3. 出席者：

（委員）佐藤座長、杉本委員、間下委員、落合委員、中室委員、堀委員

（専門委員）大石専門委員、佐々木専門委員、伊藤専門委員、桜井専門委員、
高山専門委員、時田専門委員

（事務局）内閣府規制改革推進室 野村室長、渡辺次長、宮本参事官

（説明者）保育の未来を創る会

轟氏（株式会社ポピンズ代表取締役社長 グループ CEO）

野島氏（株式会社ポピンズ 経営企画室 執行役員）

秤屋氏（株式会社小学館アカデミー 経営企画室 経営アドバイザー）

こども家庭庁

竹林長官官房審議官（成育局担当）

栗原成育局保育政策課長

4. 議題：

（開会）

認可保育所における付加的サービスの円滑化について

（閉会）

5. 議事録

○事務局 定刻になりました。ただいまより、規制改革推進会議第2回「健康・医療・介護ワーキング・グループ」を開催いたします。

皆様におかれましては、御多忙の中、御出席いただき誠にありがとうございます。

本日は、ウェブ会議ツールを用いたオンラインで開催しております。

なお、会議中は雑音が入らないよう、ミュートにさせていただくようお願いいたします。

御発言の際は挙手ボタンを押していただき、座長より指名後、ミュートを解除して御発言いただき、御発言後、再度ミュートにさせていただくよう御協力をお願いいたします。

本日は、「認可保育所における付加的サービスの円滑化について」、御議論いただきたいと思います。

本日は、本ワーキング・グループ所属委員のほか、落合委員、中室委員、堀委員に御出席いただいております。

それでは、以降の議事進行につきましては、佐藤座長をお願いいたします。

○佐藤座長 ありがとうございます。本日もよろしくようお願いいたします。

それでは、議題に入らせていただきます。

出席者を御紹介します。保育の未来を創る会から轟麻衣子様、野島篤様、秤屋順子様、こども家庭庁から竹林悟史長官官房審議官、ほか成育局の皆様に御出席いただいております。

それでは、まず保育の未来を創る会様から御説明をお願いいたします。10分程度でよろしくをお願いいたします。

○保育の未来を創る会（轟氏） このたびは貴重な御提案の機会をいただき、誠にありがとうございます。

私ども保育の未来を創る会として、学研ココファン・ナーサリー、コンビウイズ、小学館アカデミー、ピジョンハーツ、ベネッセスタイルケア、ポピンズの民間保育事業者6者で構成している団体でございます。本日は会を代表して、私、ポピンズの轟より、認可保育所における保護者の選択による付加的な保育の円滑化に関して御提案をさせていただきます。

初めに、認可保育所を取り巻く環境について簡単に触れさせていただきます。御存じのとおり、少子化が急激なスピードで進む中、待機児童数は大きく減少しました。しかしながら、共働き家庭が増加したことにより、折れ線グラフのとおり保育所の利用率は引き続き上昇傾向にあります。また、そのニーズは多様化が進んでおりまして、まさに「量の充足」から「質の向上」へと変化しています。そして、様々な研究成果の蓄積によって乳幼児期における育ちが大人になってからの生活に影響を及ぼすことが明らかになったことについても厚労省の保育所保育指針解説で言及されています。2018年には新・保育所保育指針が10年ぶりに改定・公示されました。その中で特筆すべき変化として、保育所は「幼児教育の一翼を担う施設」として位置づけられました。これまでの児童福祉施設との位置づけがされていた時代から様変わりしたと言えます。

さらに、幼児教育を行う施設として共有すべき事項として、新たに3歳児以上については幼児期の終わりまでに育てほしい姿、いわゆる「10の姿」が示されました。一方で、以下にお示ししているとおり、集団保育の中での個性に寄り添った個別保育の重要性にもしっかりと言及がなされています。

参考までに、こちらは保育所保育指針解説の中での具体的な記載内容並びに「10の姿」ですけれども、この場では説明を省略させていただきます。

さらに、共働き家庭の増加や保育ニーズの多様化など、保育をめぐる社会状況の変化を受けて、保育所保育指針の改定2018年に先立つ2015年から施行された子ども・子育て支援新制度において、利用者負担額（保育料）以外に保護者から徴収することができる費用のうち、教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について保護者に負担を求めるもの、すなわち有料の付加的な保育については、実費徴収ではなく上乘せ徴収と整理されました。

一方で、2017年11月に内閣総理大臣に提出された規制改革推進に関する第2次答申にお

いて、厚生労働省は、保育所保育指針に基づく付加サービスについて、保護者の同意を得られれば、保育料とは別に料金を徴収でき、認可保育所においても多様な保育の実施が可能であるということを地方自治体に周知するよう求めがありました。

当該答申を踏まえて、厚生労働省から同年12月21日付で「保育所保育指針に基づく付加的な保育について」と題する事務連絡が発出されております。その中では、「①保育所保育指針が示す基本原則を逸脱しない範囲で」「②保護者に対して説明し、その同意を得られれば」という条件の下で、「付加的な保育は実施可能」との周知がなされています。

参考資料として、先ほど触れた第2次答申及び事務連絡をお示ししておりますが、説明は省略させていただきます。

保育の質が問われている昨今、付加的保育に対する保護者様からの要望は日増しに高まっています。今年4月、ポピンズが運営する保育所にお通りの保護者を対象に付加的な保育についてのアンケートを実施しております。この結果からは、8割を超える保護者が付加的保育を「利用したい」と回答しましたが、3割以上が「利用したいが、園でまだ実施されていない」と回答しています。この回答された方は、当社運営園においては自治体の御判断で付加的保育の実施が認められていない認可保育所でお預かりしている保護者様であることとほぼ同義と考えます。

こちらの東京都港区が実施したアンケート調査においても、私立認可保育園において約4割が費用を払ってでも教育・保育の質を向上させてほしいと回答しています。一方で、上乘せ徴収が「保護者の選択が可能か否か」が明示されておらず、このような質問条件下では約6割は「向上させてほしいとは思わない」と回答しております。保護者が選択できるということの重要性も推察されます。

また、付加的保育で重要な要素としては、8割以上の保護者が「お子さまの身体的な成長や五感・感受性など精神的な成長にもプラスになる」と回答されました。そのほか、保育園で付加的な保育サービスが受けられるメリットとしては、9割以上が「習い事に連れていく手間が省けること」、7割以上が「休日を習い事ではなく、家族の時間として過ごせる」こと、そして5割以上がお子様の環境を変えることなく「いつもの先生・お友達と安心して取り組める」といったことが挙げられています。

続いて、認可保育所における付加的な保育サービスの実施現況について、保育の未来を創る会構成企業より事例を2つ御紹介いたします。

1つ目は、ポピンズの例になります。こちらの表では認可保育所の中でも特に付加的な保育の導入が広く認められております。横浜市及び川崎市におけるポピンズ運営園での実際の利用状況をお示ししております。御覧のように、認可園が立地する地域性や保護者層の違いによって付加的保育を御利用される割合、もしくは御要望が多いプログラムの種類には幅があります。これは個別園の導入要望に応じたプログラム選択、強制ではない自由選択による御利用の結果でございます。

2つ目に、学研ココファンの例です。学研ココファンが運営する認可保育所における都

道府県×プログラム別の実施状況及び保護者アンケートの概要をお示ししています。「体操教室」「(もじ・かず) 幼児教室」を中心に幅広く保護者の皆様に受け入れられておりました。幼稚園と同等の運動環境を求めるといった声や、幼児期に育てたい体力・バランス感覚の習得ができているということで好評といった声が上げられております。また、当社アンケートと同様に「園の保育、施設内で完結できることが大変助かっている」という声も見受けられることがお分かりかと存じます。

また、働く多くの保護者は、課外教室で子供の様々な能力を適切な時期に伸ばしてあげたいといった意向をお持ちであるということが保護者会、意見交換会でも確認ができます。近隣の私立幼稚園は大半の園が各種の課外教室を展開しているため、保育園ではなぜそのようなサービス提供を積極的に行わないのかといったことを問われることが多いとのことでした。

かように、保育園における「付加的な保育」サービスに対するニーズは日増しに高まっておりますけれども、特に認可保育園においては自治体の御判断によって導入できておらず、一部の保育所を除いて前述のとおり「利用したいが、園でまだ実施されていない」という保護者にとって御不便な状況が続いてしまっております。

こちらは参考までに、付加的な保育の実施が認められている自治体においてもそのパターンがばらばらであり、この点からもこの後、御提案することも家庭庁からのルールづけが求められる状況であることが御想像いただけるかと思えます。

では、なぜ自治体の判断によって導入が可能か否かが分かれるのかについて、私どもが重要と考える事情について御説明申し上げます。前述した厚生労働省からの事務連絡における①の「保育所保育指針が示す基本原則を逸脱しない範囲で」、2つ目の「保護者に対して説明し、その同意を得られれば」という「付加的保育は実施可能」とする条件のうち、特に①の条件、何をもって「保育所保育指針が示す基本原則を逸脱しない範囲」と判断できるのかという点において曖昧であります。また、「保護者の選択による付加的な保育」、つまり全員参加ではなく選択制の付加的な保育が実施可能とされる対象に含まれるか否かについても明示されておりません。その結果、一部を除く自治体におきましては、国の定めるレギュレーションを超えて極めて保守的に運用されている実態があるものと私どもは考えております。

このような実情に対して、我々保育事業者としては、一園でも多くの認可保育所にて、保育園にお子様をお預けになりながらも子供の様々な能力を適切な時期に伸ばしてあげたいといった希望を諦めたくないといった保護者の御意向に寄り添うべく、保護者様及び自治体様からの御要望・御懸念に対して以下のような努力を重ねております。

1つ目です。導入時点で在園児の保護者や自治体から十分な理解を得ることについてです。まず、付加的サービスの導入時点でプログラムに参加しないお子様の保護者も含めて、在園児の保護者から十分な理解が得られることを大前提としております。そのため、自治体の担当課などとの丁寧な相談・調整を重ねた上で、在園児の保護者に対しては説明会を

開いたり、入園を希望される保護者には見学時などに付加的サービスについてのお手紙をお渡しし、分かりやすい説明といったものを心がけています。

また、各プログラムの狙いについては、保育所保育指針に定められたいわゆる「10の姿」に準じて保育事業者各者が考える乳幼児期にこそ個々の子供の個性に寄り添って伸ばしてあげたい様々な能力をお示ししています。その上で、トライアル導入であったり、事前アンケートなどを通じてニーズの高いプログラムから導入を進めているという実態がございます。

2つ目になりますが、プログラムに参加する／しない児童それぞれに対し配置基準を満たした保育体制の確保についてです。プログラム参加のお子様とプログラム不参加のお子様を双方楽しめるように保育士・お子様を分けて活動しておりますが、当該時間においては活動場所の工夫、もしくは別の遊びや課題をもって対応しております。不平等感や寂しい思いをさせないことを最重要課題として展開しており、参加・不参加の意思も御利用者様が選択できるようにしています。

そして、3つ目です。プログラムの実施時間帯についての配慮についてですけれども、これは当社ポピンズについての取組ですが、当社ナーサリーでは、まず朝の会が通常9時半頃から、お帰りの会が16時頃となりますけれども、この時間帯をお友達と遊んだり、みんなで活動することを大事にする時間として位置づけております。なので、この時間帯を避けつつ、一方で少し早めにお迎えをされたいといった御家庭のお子様に参加したくてもできないとならないような時間帯、そういった要素を総合的に勘案しまして、実施時間帯を原則16時以降に設定させていただいています。

これまでの議論を踏まえまして、私ども保育の未来を創る会としては、こども家庭庁から以下の①から④について明確化し、地方自治体に対しての御周知を願いたいといったことをここで御要望させていただきます。

まず、「①付加的な保育の実施を認める際の客観的要件」についてです。この要件案については次ページで御説明します。

加えて、付加的な保育の内容として、現状の例示に加え、英語、体操等のプログラムも広く認められること。

そして③に、「『保護者の選択による付加的な保育』を対象に含んで実施が可能であること」。

そして最後には、「直接契約、上乘せ聴取いずれの手段においても、保育関係法令・指針・基準を遵守し、職員配置などを適切に行っている限り、自治体から実施を妨げたり、指導を受けるものではないこと」、こちらについての明確化と周知をお願い申し上げます。

次に、「保護者の選択による付加的な保育」の実施を認める客観的要件の案としては、以下のような3項目を挙げさせていただきました。御確認ください。

1に、利用の有無にかかわらず、全ての保護者に対し付加的な保育の内容が保育所保育指針に関する基本原則（10の姿）に沿った内容であること、及び利用料に関する説明を行

った上で、利用する保護者から明示的に同意を得ること。

また、付加的な保育を利用しない園児に対しても、良質な保育サービスを提供すること。

そしてまた、質の担保の観点から、当該施設においては自治体監査に基づく処分、勧告であったり命令、取消しといったものを一定期間受けていないこと、なお、自治体監査の結果、文書指摘が出された場合には、その改善が確認できるまでの間、自治体の判断で当該施設における付加的保育の提供を停止することができるものとする。最後のこの点につきましては、事業者自ら付加的な保育を実施していくに当たり、質の担保という観点から厳しい条件を御提案させていただいておりますが、利用者様の観点からはややもするとちょっと厳し過ぎる面があるのかもしれない。この点につきましては、不適切な行為を防ぐための効果的な要件の定め方など、ぜひ専門委員の皆様含め、この場で御意見を賜れましたら幸いに存じます。

「保護者の選択による付加的な保育」を対象に含んで実施可能である旨の明示方法については、いわゆる上乗せ徴収の一部としてか、上乗せ徴収に該当しない有料プログラムなどとするかの2パターンが考えられると思いますけれども、こちらはこども家庭庁において適切な方法を御選択の上、実現をぜひお願いしたいと存じます。

次のページは説明を省略させていただきます。

最後に、冒頭からお伝えさせていただいておりますとおり、2018年改正後の保育所保育指針において、保育所は、幼稚園や認定こども園と同様に「幼児教育をおこなう施設」として明確に位置づけ直されました。働く保護者の付加的な保育に関する希望・要望は、今の多様性を認めて大切にしていく時代の変化とともに必要不可欠なものになってきていると思います。

一方で、一人一人のお子様の乳幼児期の中にこそ伸ばしてあげたい様々な能力、そのために適したプログラムは、それぞれのお子様によっても異なります。だからこそ、認可保育所においても保護者の、そして子供の個性に応じた選択肢が用意された状況を広く実現することというのは必要不可欠かつ待ったなしの喫緊の取組であると考えております。保育の質、特に集団保育の中での個別保育の質を向上させることの重要性をうたう保育所保育指針の目指すところも整合するものであったと我々は考えています。

ぜひとも、認可保育所においてもかつての保育に欠ける御家庭の託児的な思考ではなく、保護者の期待に応える付加的な保育の推進に、こども家庭庁並びに自治体からも積極的な支援を仰ぎたく存じます。

御提案は以上でございます。御清聴ありがとうございました。

○佐藤座長 御説明ありがとうございました。

では、次にこども家庭庁様から御説明をお願いいたします。その際ですけれども、本日の資料には盛り込まれていないものの、次の2点についても御説明いただけるということですので、よろしくをお願いいたします。

1、付加的な保育の内容について、英語や体操、リトミック等のプログラムの費用は上

乗せ徴収の対象となり得るのか。なり得る場合はどのような要件か。なり得ない場合はその理由は何かということについての御説明。

2番目ですけれども、一部の自治体、例えば横浜や川崎では、事業者と利用する保護者とが直接契約をすることで付加的サービスを実施している一方、その他の自治体では直接契約による付加的サービスの実施を認めないという運用が行われている。国が付加的サービスを制限する法令上の根拠、規定の有無、あるいは、ある場合は法令等の根拠規定。あわせて、今回の保育の未来を創る会の御説明資料にある17から19の御提案についても御回答いただければと思います。

いろいろありますけれども、こども家庭庁さんからも10分程度でよろしく願いいたします。

○こども家庭庁（竹林審議官） どうもありがとうございます。

私、こども家庭庁の成育局担当審議官の竹林と申します。どうぞよろしく願いいたします。

最初に、もう皆様御案内かもしれませんが、こども家庭庁は令和5年4月に新しくできた役所でございます。その際、今日議題になっております保育サービスの関係は、厚生労働省から移管をされております。今日、先ほどの御説明の中で厚生労働省の通知などがございましたけれども、それは移管される前に出ているものですので、今後は我々こども家庭庁がその仕事を引き継いでやっていくということで、所管関係の話としてはそのようになっております。

私どもは資料2ということで用意させていただきました。今、画面共有されているのではないかと思います。これに沿って御説明させていただきます。

まず、制度の概要や現状を中心に御説明させていただきます。おめくりいただきまして1ページ目でございますけれども、様々な子育て支援のサービスにお金を供給している子ども・子育て支援新制度の全体像でございます。今日、お話になっておりますのはこの中の一番左側「子どものための教育・保育給付」で、この中で定員が20人以上の比較的大きな施設に対する施設型給付費の中に幼稚園や認定こども園と並んで保育所が位置づけられているところでございます。

次をお願いいたします。この保育所の関係でございますけれども、皆様もよく御承知かもしれませんが、児童福祉法に基づく施設として、都道府県や政令指定都市、中核市が認可を行っており、保育所保育指針に基づき保育の提供を行っております。やや細かい資料ですが、下に私立の保育所と公立に分けて手続等について書いてございます。最初に保育所等を利用する場合には、保育の必要性の認定ということで一定時間以上働いている等ということについて認定を受ける必要がございます。その上で、同時に各自治体で保育所の利用の申込みというものを保護者が市町村にし、これを受けて市町村が利用調整を行っていきます。多くの自治体では就労状況、あるいは世帯の状況、あるいはお子さんに障害があるかないかなどで保育利用の優先度のポイントづけをして優先順位を決めてやっていき

ますので、基本は保護者からこの保育所に入りたい、あの保育所に入りたいという希望を聞いて、なるべくその希望がかなうようにしていくわけですが、人気のある保育所ですとポイントづけをしてポイントが高い方から順番に入っていきますので、人によっては第3志望だったり第5志望だったり第8志望だったりということで希望の保育所に入れない場合もございます。特に待機児童が多いような地域ではそのような傾向が多くて、待機児童があまりいないところは第1志望に大体行けたりはしますけれども、そういう状況の違いがございます。それで入るべき保育所が決まったときには、利用者が市町村との間で契約を結ぶ。そして、市町村は法律上保育の実施責任を負っておりまして、その市町村が私立保育所に委託をするという形で保育サービスの実施がされております。

左下のところに点線でもう一度書いてございますけれども、児童福祉法24条で保育所における保育は市町村が実施すると個別に書いておりまして、それを自ら実施することもできますし、私立保育所に委託をするということもできるということでございます。あくまでも利用者の契約相手は市町村ということですので、この辺りが幼稚園や認定こども園とは法律上の位置づけが異なっている。特に幼稚園の場合は教育の内容や保育料ということをお勘案して、保護者がこの園に行きたいと言って自ら園を選択をするという形でやられるのとは法律上の位置づけ、あるいは実態が異なっているということでございます。公立保育所につきましては市町村自身が運営していますので、保護者が公立保育所と直接契約を結ぶという形になっております。

次をお願いします。ここは簡単にいたしますけれども、「保育所における保育費用及び保育料について」ということで、公立保育所については平成16年度より一般財源化をされ、市町村が10分の10の費用を負担しておりますけれども、私立の保育所につきましては、2つ目の丸にありますように保護者の払う保育費と公費が2対8ぐらいになっております。公費の部分については一部事業主からもお金を頂いております、その残った部分について国2分の1、県4分の1、市町村4分の1という負担割合になっております。

また、保護者が払う保育料につきましては、2つ目の米印に書いておりますけれども、令和元年10月からは消費税財源で3歳から5歳のお子さんの保育料は無償化されています。0歳から2歳につきましては住民税非課税世帯のみ無償化されており、それよりも所得の多い家庭では所得に応じて保育料が決まっており、市町村が独自の減免をしている場合もございます。

一番下の丸の赤字のところがお話に関わりますけれども、市町村が定めている保育サービス本体についての保育料のほかに、例えば通園送迎費や文房具費のようなものを実費で徴収することもできますし、それ以外の上乗せ徴収ということも制度的に認められております。

次をお願いいたします。この上乗せ徴収ですが、運営基準でルールが決まっております、上乗せ徴収を行う場合にはまず徴収額の使途・額、それからその理由を書面で明らかにする。保護者に説明を行って文書による同意を得ることが必要とされてい

ます。また、領収書の交付も必要となっております。

次をお願いいたします。先ほど保育の未来を創る会様のプレゼンにもございましたけれども、平成29年の第二次答申を踏まえまして、平成29年12月に前身の厚労省の保育課から事務連絡を出させていただいております。赤字をつけておりますけれども、保育指針が示す基本原則を逸脱しない範囲内の付加的な保育につきましては、保護者に対して説明し、同意が得られれば、保護者の負担を求めた上で保育所等において実施することが可能であるということをお示ししているところでございます。

次をお願いいたします。6ページには参考までに保育所の保育指針をつけておきました。先ほどもお話がありましたけれども、例えば保育の目標といたしまして、アからカまでの6つの項目、生命の保持、情緒の安定、あるいは今回のお話との関係で言えば言葉の豊かさ等々についての目標が掲げられているところでございます。

次をお願いします。次の7ページも保育指針の内容ですが、時間の関係で割愛させていただきます。

8ページをお願いいたします。今、申し上げた法律上の制度に加えまして、自治体向けのFAQを出しているものでございます。最初にFAQの117というところで、上から3段落目のところに上乗せ徴収について書いてございます。ここのFAQでは上乗せ徴収の例示といたしまして基準を超えた教員の配置、それから平均的な水準を超えた施設整備などを例示といたしまして、公定価格で賄えない費用を賄うために徴収するものだと書いてございますが、これはこの例示に限られるものではございませんので、今日、お話のあったような英語の関係、リトミックの関係などの付加的なサービスについてもここでいう教育・保育の質の向上を図る上で特に必要と認められる対価ということで上乗せ徴収の対象にはなり得ると考えております。

また、下線を引いておりますけれども、私立保育所については市町村との協議により承認を得ることが必要としてありまして、FAQの163番では、さらにその理由につきまして、先ほど申し上げましたように、法律上、私立保育所につきましては市町村から委託を受けて実施するとされており、そういう性格上、市町村との協議を経て実施することが必要になりますということをお示しさせていただいております。

次をお願いいたします。申し訳ございません、今日、保育の未来を創る会さんからいろいろお話のあったような付加的な保育サービスの実施状況につきましては、現状では私どもは例えばその実施自治体数がどれぐらいあるのか、それからその内容がどうなっているのか、つまびらかに全国の状況を把握しておるわけではございません。今日、未来を創る会さんの資料にもあったように、横浜市さんや川崎市さんなどが市独自のいろいろなルールをつくって示して実施できるようにされているということは承知をしておりますけれども、本当に個別事例を知っているというのが現状のところでございます。

もちろん川崎市さんや横浜市さんも、先ほど佐藤座長からもお話があったように直接契約という形で付加的なサービスを行うこともできると思います。一般的に言えば、保育の

コア時間で全員が保育を受けている時間に保育所自身の保育サービスと別の事業者が付加サービスをするというのは少し扱いが難しいのかなという気もしております、川崎市や横浜市さんの場合も基本的にはコア時間の外側というか、保育所の保育が提供されている時間の外側で別の事業者さんの付加サービスの提供に対して直接契約という形でされているのではないかなと思っておりますが、いずれにしても直接契約でそういう付加サービスを提供するということが法令上禁止されているということではございません。先ほどお問合せがありましたので、明示的に申し上げさせていただきました。

ということで、御用意した資料は以上なのですが、直前で佐藤座長から保育の未来を創る会様の御提案についてどう思うのかというお話があったかなと思うのですが、それにつきましては、今日いただいた御提案は今日初めてお聞きしたということで、今、これに対して直ちにお答えすることはあれなのですが、いろいろ現場の保護者のニーズの話や自治体の運用の実態などを分かりやすく整理していただき、丁寧にまとめていただいて、いろいろな基準の案なども御提案いただいたことについては大変ありがたいと思っております。私どもとしても、今日お聞きした話を一つの重要な材料にしながら、今日のお話は私どもが把握しているのもまだ横浜市さんの事例や川崎市さんの事例に限られておりますので、その他の自治体でどのように取り扱っているかなどもしっかりこれから勉強させていただいて、今後の対応をしっかりと考えていきたいと思っております。

取りあえず私からの説明は以上でございます。

○佐藤座長 御丁寧な御説明をありがとうございました。

まとめますと、英語や体操、リトミックなどのプログラムは上乘せ徴収の対象となり得るということ、それからもう一つは直接契約について、川崎市や横浜市で行っている直接契約についてはこれを制限する法令はないということ、この辺は確認できたのかなと思います。

では、4時40分までをめどに質疑に入りたいと思います。御発言を希望される方は挙手ボタンをよろしく願いいたします。

間下委員、お願いします。

○間下委員 ありがとうございます。間下でございます。3つほど質問があります。

1つ目は、まず保育の未来を創る会さんに、認可保育園の比率は今、どれぐらいになっているのか。要は認可保育園に行く人は一般的なのか、それとも特殊なのか、これについて教えていただきたいと思います。

あと2つ、こども家庭庁様に質問なのですが、一つは付加的サービスについて、こども家庭庁さんとしては先ほどから実施ができると、実施を妨げるものはないという発言をされていらっしゃるのですが、こども家庭庁さんの方針としてはやるべきだと思っているのか、そんなにやらなくてもいいのではないかと思っているのか、どちらなのでしょうかとこのところの御見解を伺いたいというのが一つ。

もう一つ、やれるようにしていて保護者から要望がある、もしくは事業者から要望があ

るにもかかわらず、自治体がそれをやらない理由は何があるとお考えになっているのかを教えてくださいなればと思います。

以上です。

○佐藤座長 ありがとうございます。

では、最初の質問につきましては保育の未来を創る会様からお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。

○保育の未来を創る会（轟氏） ありがとうございます。

現在、ざっくりになります、我々がデータから拾っている全国での利用児童数は、認可プラス認可外で300万人弱いらっしゃる、そのうち認可保育所が9割超、認可外保育施設が1割足らずという比率感かと存じます。

以上、お答えになっておりますでしょうか。

○佐藤座長 ありがとうございます。

では、残りの2点につきまして、こども家庭庁様からお願いいたします。

○こども家庭庁（竹林審議官） 分かりました。

それでは、間下委員からの御質問が2点ございましたけれども、付加的サービスについてやるべきと思っているのか、やらなくていいと思っているのかというお話ですけれども、なかなかその御質問は難しく、全国一律で全員の児童に対してやるべきものかと思っているならば、それは保育所保育指針に書き込んでしっかり全部の園で実施していただくということになると思いますので、そういう意味であれば全国の全てのお子さんに対して実施すべきものかとは思っておりません。

一方で、今日、保育の未来を創る会様のプレゼンにあったように、これから私たちももう少し実態を調べなければいけないとは思っておりますが、現に保護者のニーズがあって、そして実際に追加の費用についての同意もいただけるという実態があるのであれば、そういったものが実現するように、これはもちろん保護者によっても違うかもしれないので、今日は選択制というお話もありましたけれども、そういうニーズに応じていくということについては前向きに考えるべきではないか。それで自治体さんがやれないような理由というのもしっかり把握をした上で、やりやすくするためにどうしたらいいかということは考えなければいけないと思っております。

その話とも関わりますけれども、今、保護者や事業者からの要望があるのに自治体が断る理由というお話でございました。そこはまさにこれからそういうやっていないところの実態などについてもお聞きをしたいと思っておりますので、そういう意味で予断を持ってお答えすることは難しいのですが、一つありますのは、先ほども少し申し上げましたけれども、例えば幼稚園はもともと制度的に市町村が幼稚園の運営に対して関与する仕組みになっておらず、保護者さんがもともとその幼稚園でどんな教育をやっているのか、そしてそれに必要な保育料は幾らなのかということとをそれぞれ情報を得て、この園に行きたい、あの園に行きたいと言って園を選択して行かれている。かなり遠いところにもバスなどを

使って行っておられたりするということなので、実際幼稚園の場合は園によって保育料にもかなり差があるわけですね。ですから、初めから園を選ぶ時点で、この園ではこういうサービスがあって、その代わり保育料が高い、逆にこの園はこういうことはやっていないけれども保育料は安いということを分かった上でその園を選んでいるという意味で、保護者の入ってからのトラブルみたいなものというのはあまり考えづらいのだと思うのですけれども、保育所の場合は先ほど申し上げましたように市町村が利用調整をする仕組みで、特に待機児童が多いような市町村ですと、必ずしも自分が行きたいと思った保育所に行けるとは限らなくて、これは自治体によって違いますけれども第1志望から第8志望ぐらいまで取って、点数の高い方から順番に入っていきますから、第8志望になるところもあるわけなのです。そうしますと、園によって取組の内容が違う場合に、自分は本当はあの園に行きたかったけれどもそこに行けなかったという、あるいは逆のケースなどもあるかもしれません。その辺りのことを気にされる可能性はあるかなとか、これはあまり申し上げると自治体の方に失礼な面もありますけれども、あまり過去に前例がないことについては、国の方針、あるいは国からのそういういろいろな助言みたいなものがあると動きやすいけれども、横浜市さんや川崎市さんはそういうものがない中で御自分でルールをつくられているということでも頭が下がるわけなのですけれども、必ずしも全ての自治体において職員も限られている中でそういった前例のないことをしっかり自分でルールをつくってやるということ自体がハードルになっている可能性もあると思います。その辺りは国のほうで何か果たせる役割もあるかなと思っていますところ。

いずれにしても今のは自治体に聞いて答えているわけではなく、あくまでも私の推測ということで申し上げます。御容赦いただければと思います。

○佐藤座長 ありがとうございます。

では、間下委員、さら問いがあればお願いします。

○間下委員 ありがとうございます。

さら問いというよりもコメントになるかもしれませんが、今、こども家庭庁さんの話にありましたけれども、もちろん全員に同じものをやるべきだという話でないのは承知をしております、それを希望する人たちを結局自治体が止めてしまっている現状というのは恐らくこども家庭庁さんの意向ともずれているのかなと思いますので、そのところはしっかりこども家庭庁さんとしてルールづくりをして、各自治体に指導というか、やっていくべきなのではないかなと思っています。

選択という言葉がありましたけれども、どうしてもこれはいろいろなものでそうなのですが、日本の場合は平等みたいなことを盾にして選べなくしてしまっていてみんなが貧しくなるみたいなことが結構あるかなと思っています。今回の医療などもそうですけれども、ちゃんと正しい十分なレベルのベースを広く提供するということが大事だと思うのですが、そこから選べる社会にしていけないと、みんなが沈んでいくみたいなことがあちこちで起きていますので、こういうところも選べるといったことについてはしっかり配慮していくべ

きではないかなと思っております。

以上です。

○佐藤座長 ありがとうございます。

では、お待たせしました。伊藤専門委員、お願いします。

○伊藤専門委員 今、間下先生もおっしゃっていましたが、医療における混合診療の議論とよく似ているようなところはあるなと思いました。

先ほどの御説明では、利用者との直接契約で実費を徴収するような形も制限されないし、一方で上乗せ徴収という形も制限されないというか、リトミックや体操も上乗せ徴収の対象に含まれるということなので、ただ、これは料金的には大分違ってくるといふ部分もあるので、自治体としては利用者のニーズに応えようと思ったときに、でも、2つ選択肢があるというときに、もう少しはっきりしていれば割り切りもつくのに、はっきりしていないので逆に割り切りがつかないのではないかなという印象を持ちました。

本来の上乗せ徴収の基準というのは施設を拡充するとか、人員配置基準を変えて人員を拡充するなど、とても個人では費用が賄えないようなもの、いわゆる保育園全体の施設の充実に対してちょっとずつ保護者からお金をもらうという趣旨だったと思うので、それよりかはどちらかというサービスの実施者を考えたときに個別性が強い案件があるのかなというのは思いました。なので、この辺りはグレーゾーンを多くせずに、ある程度指針は明確にさせていただいたほうがいいのかと思いました。

あと、私も13年間保育園を利用しているので、初めは本当に入るだけで精一杯だったところがだんだん質の充実というか、こういう議論がそもそもできるようになったところ自体は一種の進歩だと思いますし、ある種保育無償化の成果といえますか、無償化で浮いたお金を子供に使うとなると習い事かなといったときにこういう方向に行くのだろうとは思いますが、少子化がさらに進んでいるので、一人のお子さんのためにぜひやれることをやれるときにという御意向も強いのだろうと思いますし、特に教育熱心な親御さんが多い地域でこういうサービスのニーズがあって、保育における質の充実と差別化のそれこそ安くしてそこそこ、高くても良いものという選別がある程度多様になること自体は良いことだと思います。

ただ、私自身も今、子供の保育料無償でちょっと気持ち悪いというか、すごく保育園に助かっているのに認可保育園に入れていることで、もちろん幼稚園もそれぐらいだと思うのですが、ネットの世論などを見ていると、どうしても先ほど間下さんがおっしゃっていたように私は希望する園に入れなかったみたいな恨みつらみみたいなことを書く方もいらっしゃるって、この議論というのはそもそも保育園が0円であるがゆえに生じている部分はちょっとあるような気もしていて、そういう意味では良いものにそれなりに高い値段をつけることと、それから保育に欠ける人たちに対する福祉的な政策のすごく難しいミックスが問われているのではないかと思います。

コメントが長くなりましたけれども、結論としてはもう少し試験的にいろいろな自治体

に特区のような形で様々なサービスを少なくとも1年間だけ何かやってみるといったことを通じて、現場で働いている保育士さんの働き方の変化とか、待遇が良くなるのだったらそれもいいかもしれないとか、働き手のことも考えた変化もあると思いますので、何かやってみるといことがよろしいかと思いました。

以上です。

○佐藤座長 ありがとうございます。

今、特区という言葉が出てきましたけれども、こども家庭庁さんでこういう規制緩和をやるときに全国的に難しいときは特区に行くのですけれども、何かそういう企画、計画はあるのですか。

○こども家庭庁（竹林審議官） 今、伊藤委員からお話しいただきましたけれども、私どもが理解している特区というのは、いずれその特区でやってみてうまくいったときに全国に広げていくという、しかも法律でがちがちと規制があるような世界で、法律のがちがちとした規制を特定の地域で外してやってみて、それがうまくいけば全国で広げていくという形のものだと思うのですね。今回のことは、先ほど申し上げましたように取りあえず法律でがちがちとできなくなっているという性格のものではないので、まずどういうものかはあれですけれども、もう少し実態を調べさせていただいて、各自治体の方々が川崎市や横浜市のように取り組みやすくなるような事務連絡や通知というものを取りあえず全国に流してみようということに対応できるのではないかなと思っておるのですけれども、いずれにしても今、伊藤委員から御指摘があったように、例えば保育士の働き方にどういう影響があるかというのは非常に重要なお話ですので、横浜市さんや川崎市さんのように既に始めているところのお話も聞きたいと思っておりますので、趣旨はよく理解できるのですけれども、直ちに特区をとという形では今は考えておらず、もう少し通知や事務連絡のようなより簡易な方法でまずはやれないかなと思っておりますのでございます。

あと、上乗せ徴収と直接契約両方できますよねという話がありましたけれども、先ほどそのようにも一言では申し上げたかもしれないのですけれども、やはりある程度の交通整理は要るのではないかなという気もちょっとしています。これはまだ今後の検討もいろいろありますので、結論を予断を持って話すものではありませんけれども、例えば今日、保育の未来を創る会さんが川崎市さん、横浜市さんの事例について20ページに整理をさせていただいているのがすごく分かりやすいですけれども、川崎市さんも上乗せ徴収と有料プログラムという直接契約のもの2つのパターンを用意しておられますけれども、川崎市さんの場合はコアタイムで実施する場合、つまり本体の保育が行われている時間にリトミックや英語などを例えば外から人が入ってきてやるとしても、それは上乗せ徴収という整理をしていて、あくまでも本体の保育が行われている時間ですから、保育所の責任の下で、ただ追加の費用負担の下で追加のサービスをやっている。

逆に、コアタイム以外の時間、例えば保育所が終わった後の時間、あるいは土曜日や日曜日という時間にやるときは、一種保育所が場所を貸しているみたいなイメージなのかも

しれませんけれども、保育所において別の事業者が入ってきて、そこを直接契約でできるという整理をされているのではないかと思います。

ですから、その辺りは川崎市さんのおりにやると決めているわけではないのですけれども、その辺りについても完全に並列なのか、それとも上乘せ徴収でやる場合はこういうやり方、それから直接契約でやる場合はこういうやり方みたいなことの頭の整理をした上でお示しをするということもあり得るかなと思っております。

以上でございます。長くなりまして申し訳ございません。

○佐藤座長 ありがとうございます。

では、中室委員、お願いいたします。

○中室委員 座長、ありがとうございます。

資料を共有させていただいてよろしいでしょうか。

○佐藤座長 どうぞ。

○中室委員 ありがとうございます。

私は今回の件、あまり自分の頭がよく整理できていなくて大変恐縮なのですが、保育の市場について研究をしておりますので、幾つか私からも情報提供させていただきたいと思っております。こちらは首都圏近郊のある自治体で保育の必要性についての情報と、希望順位がどうなっているかというのを見たものです。これは悉皆的に調査しているのですけれども、これを見ていただくとお知り、すごく皆さんの希望順位が高いという倍率の高いところと低いところがあるというのが分かります。駅から近かったり、利便性が高いところはすごく人気があるので、10倍とかの倍率になるということです。これがどうやって決まっているかという、先ほど審議官から御説明がありましたとお知り、必要性に応じて決まっているということなのですね。なので、例えば経済状況が非常に悪いとか、親御さんが病気で入院していて働けないみたいなことがあった場合は、その人たちは優先順位が高く保育所に入れるということになっているのですけれども、現実にはデータを見ると、そういう困難な状況にある人というのは僅かしかなくて、ほとんどの人は横一線上に並ぶ。それを一定のアルゴリズムを使って分けているということなので、今の現状ですと、入りたいと思ったけれども第1志望の園に入れなかったという人はかなり発生しているのです。ここの市ですと、第1志望に入れた人というのは57%しかいませんので、仮に選択肢を示したとしても、その園に入れる人がまだ少ないというのは非常に重要な点ではないかなと私は思います。

2つ目なのですが、この新しい付加的サービスをやったときに、その質も含めて親のほうがそれを理解できるのかどうかということが非常にまた重要な点だと思うのですが、私は親は保育の質についてはきちんと理解できないのではないかなという仮説を持ってしまして、なぜ私がそんなことを言うかといいますと、これも私たちの研究室で一回調べてみたことがあるのです。これは東京都のある自治体さんで取ったデータなのですが、それを見ると保護者の利便性に関わる部分だけは親の評価でばらつきが出るの

ですけれども、保育の質に係る部分というのは親の回答にばらつきが出ないということになってしまっていて、目に見えるところだけしか分からない。例えば窓の採光が明るいか、園庭が大きいとか、預かり保育の延長に長い時間応じてくれるというのは親は判定できるのですけれども、やっている教育の中身については判定できないということがあります。今、第三者評価というのが行われていますけれども、第三者評価の受審が0%になっているような自治体も結構ある中では、質のコントロールというのが実はガバメント側から見たときにはあまりできていないという問題はあるのではないかと。

3つ目に重要な点として、幼児教育の研究で経済学の分野で非常に有名な人にDavid・Blauというオハイオ州立大学の先生がいて、この先生が2000年代の初めにやった研究だと、保育の質を高めるために規制を強化すると、保育所のほうが公定価格になっていて利用者から追加のお金を得られない状況では、保育士の賃金を下げてその質を強化されたときの費用を賄おうとするという研究があつて、実際にガバメントが幼児教育の質を高めるための規制を強化すると保育士の賃金が下がってしまったという研究があるのですね。なので、私はこの辺りのことを考えると、この問題の制度設計というのは我々が考えている以上に複雑なのではないかなと思つて、さっきの伊藤由希子さんの発言は私は非常に重要だと思つて、一回どこかで実証をやってみて、どういうケースだと保育の質を下げずに、かつ、格差を拡大させずに子供たちに良い影響があるのかということについては、ちゃんとデータを集めて考えたほうがいいのではないかなとは思いました。

以上です。

○佐藤座長 ありがとうございます。

お手が結構挙がっているものですから、何名かからコメント、質問を受け付けた後、こども家庭庁さんにまとめて回答いただくようにします。

では、次に堀委員、よろしく申し上げます。

○堀委員 ありがとうございます。

子供を保育園に預けて働いている親からすると、子供に様々な機会を提供してあげたいという希望は強く持っておりますし、認可外保育園やこども園ではできているけれども、認可保育園ではまだできていないという問題意識もありますので、また、今回、こども家庭庁様の回答でも、今回の御提案のような付加的保育も上乘せ徴収の対象となる、直接契約は禁止されていないという御回答でしたので、保護者の選択や児童の可能性を狭めている現状があるとすると、保護者の選択もできるように、また、事業者にとっても様々な工夫ができるように環境を整えていくべきではないかと思つます。

私からは、こども家庭庁様に対して事務連絡の解釈について御質問です。2点ございます。この事務連絡の解釈が曖昧であるために自治体の判断が分かれているということがあれば、この指針が抽象的で不明確であるという部分もあるのかなと思つております。

事務局、映してもらつても可能ですか。時間もないので読んでしまいますけれども、1つ目の指針の付加的な保育として指針に反しない限りという部分に関しましては、内容

として体操、リトミック、美術などは入るということでよろしいのかどうか。あと、先ほど少しコアタイム以外であればというお話もありました。コアタイム以外であるということが指針に反しないということの要件になっているのか、その辺りのもう少しブレイクダウンした考え方を教えてください。

2つ目に、保護者に対して説明し、その同意を得られればという同意なのですが、これは何に対して同意が必要なのか、この点についても解釈を教えてください。利用する保護者の同意ということで利用する・しないについての同意の問題なのか、あるいはこの園においてそうした付加的な保育を実施するかどうかについての全員の同意が必要なのかどうか。もし後者であるとする、一人でも参加しないという人がいる場合には不可となってしまうという問題があるかと思いました。

いずれにしても選択ができる、付加的な保育を望む場合には付加的な保育を行うということが望ましいと思いますし、先ほど御説明の中にありました参加をしない児童にとっても非常に配慮された内容になっているとすれば、仮にその時間、少ない人数で手厚い保育を受けられるという可能性もあるということだと思っております。どちらにとってもメリットがあるという設計も可能だろうと思っております。一定の配慮を条件とする限りは、例えば同意は不要であるとか、何かうまい条件づけを導くことによって皆さんにその選択ができるような機会を提供できるということがよろしいのかなと思いました。

以上、御質問2点です。

○佐藤座長 ありがとうございます。

今、堀委員から具体的な御質問があったので、ここでこども家庭庁さんにお答えいただければと思います。よろしく申し上げます。

○こども家庭庁（竹林審議官） どうもありがとうございます。

まず、事務連絡の解釈で英語やリトミックが入るかということなのですが、先ほど入り得るというお話をさせていただきました。ただ、英語というのもどういう内容かというのはやはりあると思います。例えば分かりやすい例で言えば英語の文法を教えるとか、要するに通常であれば学校に入ってから教えるようなものというのは、もともと幼児教育の物の考え方としてそういう知識の教育を行うのではなくて、非認知能力、関心を高めたり、これからいろいろな人とのコミュニケーションの能力を高めたりということが保育指針には書いてあるわけなので、英語をツールとして人とのコミュニケーションを高めたり、様々なものに関心を持つように仕向けていくということはいいと思うのですが、例えばSVOCの構文をほかの子供よりも早く教えるということについては保育所保育指針に照らしてどうかという話が出てくると思います。ですから、先ほど保育指針の範囲内に入り得るという話を申し上げたのは、あらゆるものが是ということではないかなとは思っております。

それから、コアタイム以外であればというのはちょっとあれでして、どういう趣旨だったかにもよるのですが、保育の実施時間でまさに本体保育と一体的に行われるもの

については上乗せ徴収という形で、その徴収したものをどういう用途に使うのか、それからその理由は何か、額は幾らかということを書面で明示的に説明をして同意を得ることになっています。これはあくまでも同意というのとは基本的には一人一人の個別の親ということなので、全員の同意を得なければいけないという性格のものではないのですけれども、そうだとすると、例えば施設整備費の上乗せみたいなものというのはそうはいつでもその施設整備をしたことの恩恵というのとは性格上、その施設を使う子供全員にあるわけですから、これは理屈上、全員の同意を取っていただかないとできないということになると思うのですね。

今回の英語やリトミックみたいな話は、今回のポピンズさんの御説明ではプログラムを分けて担当の保育士さんをそれぞれ付加的サービスに参加する児童と参加しない児童に分けてやるということを書かれていたと思います。参加しなかった方も不公平感や寂しい思いをしないように気をつけていると発表されていましたが、本当にそういうことができるのであれば、参加する子供の保護者にだけ同意を取る、それから上乗せ徴収も含めて幾らになるかも含めてその同意を取るということで、参加しないほうの同意を取る必要はないと思います。

ただ、私たちの心配は、こういうポピンズさんがされているような取組がちゃんと全国でやれるのかということについては、これから我々が何か事務連絡などでルールを示すときには、こういうことをちゃんと気をつけてくださいねというのも書く要素としてはあると思うのですね。最悪なのは、同じ教室の中でクラスを持たれていなくて目に見えるところで一部の子供だけがリトミックに参加していて、同意をせずに上乗せ徴収のお金を払わなかった子供がぼつんと寂しく放っておかれているということになってはいけないと思いますけれども、すみません、質問の趣旨をよく把握していたかどうかあれなのですけれども、取りあえずお答えは以上でございます。

○佐藤座長 ありがとうございます。

堀委員、大丈夫ですか。

○堀委員 今回の回答からもかなり抽象的で不明確な部分が多いのかなと思いました。

また、施設利用については全員の同意が必要というのも本当なのかなと思いましたし、いずれにせよ、議論していただくのは構わないと思うのですけれども、保育の時間が限られているということもありますので、今できることと議論しなければいけないことみたいなことできちんと整理をしていただいて、最低限できるレベルというのは皆さんに早めにお示ししていただくようお願いしたいと思っております。

以上です。

○佐藤座長 ありがとうございます。

では、お待たせしました。大石専門委員、お願いいたします。

○大石専門委員 コメントと質問になってくるのですけれども、私も子供を保育園に預けて働きました。あと、うちの会社は半分女性なので、結構な割合で子供を保育園に預けて

いるお母さんたちがいますし、女医さんたちも結構いるのですけれども、この人たちも子供を保育園に預けています。働く女性が子供に対して悪いと思って仕事を辞めようと思う瞬間はいろいろあって、夜遅くまで働いていて寂しい思いをさせているというのもあるのですけれども、もう一つすごく大きいのは、その子供の機会を奪っているのではないかといいところなのですね。いずれにしても働いている時間は一緒にいてあげられない、もしかしたら本当はそこで読み聞かせなどをしてあげたほうがいいかもしれないという物理的にいないことによって子供の機会を奪っているというのは、自分の中で割り切る部分をつくるしかないのですけれども、幼稚園に通っていらっしゃるお子さんはいろいろな機会が提供されていて、保育園に行っているうちの子は何もないというのはすごく厳しいのですよ。だったら幼稚園に入れればいいのではないかというのがあるかもしれないのですけれども、現実的には働いていて幼稚園に子供を入れるというのは無理なので、結果としてその子たちはある種幼稚園に行っている子供たちが得られる機会を奪われている。だから、英語の文法などは要らないと思いますけれども、簡単な英会話やちょっとした体操というのはさせてあげたいなというのが親の気持ちだと思います。

なので、何の平等を確保しようとしているのかということに一回戻ったほうがいいと思っています、これだけ働くお母さんたちが増えていて、残念ながら日本の場合、お母さんが子供の面倒というのは見るわけではないですか。それは文化的な背景で、それ自体も変えていかなくてはいけないのでしょうかけれども、そういう状況の中でお母さんたちが少しでも子供に罪悪感を覚えずに仕事に打ち込めるような社会を日本がつくっていかなくてはいいなくて、そこの子供の平等性をどう確保するのかということのはすごく大きな命題だと思います。ですから、こども家庭庁さんはそういう観点に立っていただきたいなと思うというのが私の願いであるし、多くの働いていて保育園に入れているお母さんたちの願いだと思います。これが一個です。

2つ目は質問になってくるのですけれども、いろいろなことをこれから検討されるとおっしゃっているのではないですか。確かに腹落ちしなくてはいけない部分だとか、いろいろな調整も要ると思うので、すぐ決められるものではないと思うのですけれども、これは実はかなり切実な問題なのではないかなと思っています、その中でどれくらいの期間をかけて検討される御予定なのか。今、これをやって、これを検討して、これを検討してではなくて、いついつまでに結論を出すという予定があったら教えていただきたいですし、もしもその予定がまだ決まっていないのだったら、いつぐらいにその予定が立つのかということをお教えいただきたい。

これが質問の部分で、最後にもう一個お願いになるのですけれども、先ほど幾つかコメントでもあったのですが、最終的にこういうものはよくてこれは駄目ですというのを発出されるときに、具体的に事例だとか、DOs and Don'tsというのですけれども、こういうものはやっていいです、これに抵触しては駄目ですというかなり具体的な事例を示して、また、これはある種のローカルの問題もあると思いますし、各自治体がローカルルールに走

らないように、また、解釈が曖昧な結果、保守的にならないように、最後にそういう結論と発信の仕方をしていただけるとありがたいなと思います。これはコメントでした。

以上です。

○佐藤座長 ありがとうございます。

時間の関係上、杉本委員からも御質問、コメントをいただいて、それから子ども家庭庁さんにまとめて御回答いただこうと思います。

杉本委員、お願いいたします。

○杉本委員 ありがとうございます。

私からは保育の未来を創る会の方に質問をさせていただきたいと思います。この議題に関しましては、先ほど大石委員が言ってくださったように、私も仕事をしながら子供を保育園に預ける身としましては、本当に子供に習い事をさせてあげたくても幼児クラスになるとどうしても時間帯が2時とか3時からのお昼の時間になってその機会を与えてあげられないということを非常に心苦しく思っているところでは本当におっしゃるとおりなので、この提案が実現されると非常に子供にとっても、そして働いている親にとってもありがたいなと思っているところではあります。

それを踏まえた上で質問させていただきますけれども、保育の未来を創る会の方のプレゼンテーションでは、自治体に対して要件を確立してこういう提案をしているというところでしたけれども、伺っていて、保護者からこのサービスを提供するに当たって十分な理解を得るということは非常に重要であるとは思うのですけれども、それと同じぐらいに、このサービスを導入することに対する認可保育園からの理解を得るということも非常に重要なのではないかと感じておまして、先ほど中室先生がおっしゃったように、このサービスを提供することによって、結果、保育園側に非常に大きな負担がかかって、かつ、賃金が下がるなどということがあれば、それはもう本末転倒になってしまうと思ってしまうわけなのですけれども、このサービスを実際に提供している園としては、仮に地方自治体にこういう要件がきちんと満たされていればサービス提供できますからねと発出してもらったとしても、それを実際に保育園側がどのように受け入れて、積極的にそういうサービスを導入しようという園がどれだけあるのか、実際にはいつもの保育で非常に手いっぱい保育士の先生方が多い中で、こういったサービスを実際に提供しようとする積極的な園というのはどれぐらい感覚としてあるのか。提供したいのだけれどもできないのが現状だという理解なのか、こういった発出があったとしてもちょっと渋ってしまう園もそれなりにあるように思うのですけれども、その辺りはどうなのかということをお聞きしたいなと思います。

実際に川崎市さんの比較の図を見ますと、直接契約で場所を貸すような場合であったとしても配置基準を満たした保育の体制を整えなくてはいけないと書かれているので、そうだとすると保育園側にとっても負担が大きくなるということにもなるのではないかなと思うのですが、その辺りの保育園側の理解を得ることに関してお分かりのことがあり

ましたら、お聞かせいただければと思います。

○佐藤座長 ありがとうございます。

質問の順番が逆になりますけれども、まず保育の未来を創る会様から今の杉本委員からの御質問に御回答いただいて、それから大石専門委員の質問にこども家庭庁さんに答えていただくという形にさせていただきます。よろしく申し上げます。

○保育の未来を創る会（轟氏） ありがとうございます。私からと、ここに参加しております小学館アカデミーの秤屋さんにも補足をお願いしたいと思っておりますけれども、ポピンズの園では今、認証園で広く展開をさせていただいております。その結果、上がってきているお声としては、お客様の満足度が非常に上がることで御両親様、もしくはお子様がとても切れ目なくいろいろな楽しさを持って毎日を過ごすことができるといったところで円滑な運営にもつながっていて、保育士さんとのコミュニケーションも非常に助かっているという話もあります。

そして、付加的保育をやっている時間で保育士さんが逆にそうでない場合は、ずっとそこにいなくてはいけないという時間、例えば音楽だったりアートだったりといった方々がいらっしゃっている時間は、ほかのお子様にも集団保育の中での個別対応といったことができたり、保護者様宛てのドキュメンテーションができたり、いろいろなそういった時間の使い方ができるという声も上がってきております。

一方で、配置に非常に苦戦している園におきましては、まずは人員を埋めるといったことが大先決だと思いますので、その大前提があった上でこの付加的保育といったものをどのように展開していくか。なので、それが先ほど私が資料に入れさせていただいた3番目のどういった基準、例えば監査の中での指摘があるようなところが配置基準の問題があるような園であれば、それはもしかしたらこういった付加的保育を行うといった土台がそもそも難しいのかもしれないといったところに自治体が介入できるようにということを思います。

私からは以上なのですが、もしよろしければもう一業者おりますので、秤屋さん、御意見いただけたらと思います。

○保育の未来を創る会（秤屋氏） ありがとうございます。

今、お話しいただいた件なのですが、当社は認可保育園と東京都の認証保育園、それから認可外保育施設を運営している会社でございます。その中で、認可保育園の中で付加価値的サービスという形での導入というのは残念ながらできておりません。理由としては自治体さんの了承を得られないというのが中心になっています。

一方で、東京都の認証の保育園であると、通常の保育の中でセレクト保育という形でそういったサービスを提供することができます。そこを考えると、先ほどおっしゃられていた認可保育園の皆さんの理解が得られるかということ、まさしく東京都の認証保育園は大体どこでもそうなのですが、こういったセレクトであったりというのは導入していて、運営もうまくいっていると考えると、伺ったことはないのですが、認可保育園の職員の皆さん

にも理解が得られるのではないかなとは思っております。

以上でございます。

○佐藤座長 ありがとうございます。

杉本委員、よろしいですか。さら問いはありますか。大丈夫ですか。

では、お待たせしました。落合委員、お願いいたします。

○落合委員 どうもありがとうございます。

いろいろ御説明いただきまして、既にほかの委員からも質問があるところと若干重なる部分も。

○佐藤座長 落合委員、ごめんなさい。こども家庭庁に大石専門委員からの質問に答えてもらうのを忘れていました。私が進行を急ぎ過ぎました。

こども家庭庁さん、お願いします。

○こども家庭庁（竹林審議官） こども家庭庁でございます。

本当に大石委員に御指摘いただいたように、働いているお母さんたちが子供に罪悪感を覚えることがないようにいろいろな手だてをしていくということは非常に重要なことだと思っております。

その上で、いつまでに答えを出すのかというお話がありました。そこについては、今日の話のいろいろお聞きしていても、もう既に積極的に実施されている横浜市さんや川崎市さんに、例えば今日出たような現場の保育士さんに負担がかえってかかるようなことが起きていないとか、あるいは本当に何かを提案したときに、同じクラスにいる全ての保護者が全員同意をされるとは限らないと思うのですけれども、そういった場合はどのような取扱いをしているのか、何かトラブルが起きているということはないのか、今日のポピンズさんはそういうところはそれぞれ分けて担当の方を用意して、不公平感がないように、寂しいことがないようにちゃんとやっているというお話ではありましたがけれども、事業者も幾つもあると思いますので、行政の目から見てそういうところの問題が起きていないのかとか、例えば年齢層によっても0～1歳ぐらいの方と5歳ぐらいのお子さんだと実際の活動量が全然違うわけですけれども、そういうところはどうか考えておられるのかとか、既にやっておられるところについても、詳しく丁寧に感じておられるメリット、それから何か課題みたいなものについて聞きたいと思っておりますし、それからやっておられないところは、今日、取りあえず私が思いつくところは申し上げましたけれども、本当のところどこがネックになっているのかという辺りもしっかりお聞きして、これは最後は自治事務でございますので、自治体のほうでしっかり議論した上で、例えば待機児童がたくさんいて、さっきお話もありましたがけれども希望の保育所に全然入れないような自治体であえてそういうところで今はできない、もう少し待機児童が減ってからでないといけないねと思っておられるところもあるかもしれませんし、単に前例がなかったり、国の方針が見えないので取りかかれないというところは、国の方針が出れば大分変わってくると思うのですけれども、そういった実態についてもいろいろお聞きしたいと思っております。

そういった作業をした上で考えますと、できる限り急いでいきたいと思っているのですが、年度内にどこまでのことができるかということ、年度内に実態調査はしっかりやるとして、実際のルールを定めてお示しするのが年度を超えてしまうこともあるかもしれないなと思いつつ、あるいは先ほど堀委員からは、今できることと議論が必要なことを分けて2段階みたいな感じでやっていくという御提案もありましたので、いろいろ実態を聞いてみて、あるところは割とスムーズにできて、あるところは議論が必要だみたいなことがあるのだったらそういう2段階の方式というのものもあるかもしれませんし、これからスケジュールについてはなるべく急ぐというお話にとどめさせていただきたいなと思っております。

取りあえず以上でございます。

○佐藤座長 ありがとうございます。

時間が過ぎていたので、少しここから先は巻きで、落合委員、よろしく申し上げます。

○落合委員 分かりました。ありがとうございます。

そうしましたら手短かにですが、堀委員からの議論もありましたが、いろいろな自治体でしっかり取組が進められるようにどのようにルールを整備していくのかというのを整理して議論していくということが重要ではないかと思っております。その意味では、一つ堀委員からは今できることというお話もあったと思うのですが、その中でもいろいろな自治体でできる限り、どの自治体でもお子さんはおられると思いますし、こういった希望しているものができないというのもそういった実施ができない自治体におられる子供さんにとっては不利益になってしまう可能性もあると思いますので、そういう意味ではいわゆる公共ワーキングでやっているローカルルールそのものとはちょっと違うところはあるのですが、必ずしも子ども家庭庁さんのほうで要求していない事項を上積みしないようにちゃんと誘導していただくということも一つの大事な点になってくるのではないかと思っております。なので、できることというのと併せてもう一つ、ちゃんと自治体の方々が、子ども家庭庁のほうで許容できると考えられているメニューをちゃんと許容していただけるように整理していく、というのがまず第1の観点として重要であろうと思います。

第2の観点としては、今後議論することというのもありましたが、先ほど議論があったような全員から同意を得るであったり、施設要件をどのように考えるのかということもありますが、それらの議論のうち、現状のルール上では直ちに読めないものであって不合理なものというのは、見直しをしていただくといいということも必要ではないかと思っておりますので、こういった2つの観点でぜひ議論を行っていただきたいと思っております。

以上です。

○佐藤座長 ありがとうございます。

では、今のはコメントとして引き取らせてください。後でまとめてまた何かあれば、子ども家庭庁さんに御回答いただきます。

では、お待たせしました。最後に桜井専門委員、お願いいたします。

○桜井専門委員 ありがとうございます。私もコメントになります。

「保育園落ちた日本死ね」というXのつぶやきからすごく大きく変わっていったのがこの待機児童等々の問題なのではないかなと思っています。やはり当事者の声やニーズに応じていくということはとても大切だと思っております、先ほど来指摘があるように、お母様方の声などもどこの区でやってもバイアスが入ってきてしまうかなと思いますので、平たく取っていただきたいなと思いますし、現場の保育士さんたちがどう思っているのかということも含めて数字で取っていくことはすごく重要だと思います。

その上でよくあるのが、これを取って終わりになってしまうことがあるので、ぜひそのリソースを導入に向けた検討ガイドブックやヒント集のような形で幅広くこれからやっていきたいと思っている幼稚園、保育園の方たちが取り組めるような仕組みというか、情報提供というのもしていただければなと思っています。

あと、最終的には中室さんの研究がすごく面白いなと思ひまして、これは様々な因子が絡まっているなということが本当に見えました。ですので、先進的な地域とこれからのところとか、実証実験ということを研究事業としてやっていくということも検討していただきたいなと思います。

私からは以上になります。

○佐藤座長 ありがとうございます。

では、今日の議論はここまでですが、最後にこども家庭庁さんから何かまとめてコメント、あるいはリプライがあれば、お願いいたします。

○こども家庭庁（竹林審議官） どうもありがとうございます。

繰り返しになりますけれども、今日は最初に保育の未来を創る会さんからかなり具体的な実際の現場の実践と、それから御提案をいただきまして大変勉強になりました。どうもありがとうございます。また、委員の先生方からも様々な角度から貴重な御意見をいただきましてどうもありがとうございます。私どもとしても基本的には現場にこういったニーズがあるのであれば、そのニーズがしっかり形になるように汗をかきたいと思っております。

ただ、今日も御指摘が一部ありましたけれども、現場の保育者の御負担も含め、あるいは保護者間の公平感の問題や合意をどう取るかという問題もありますので、何度か申し上げましたけれども、まずは実際既に実施されている横浜市さんや川崎市さんのような事例から詳しいお話をお聞きする、それから大きなところでやっていないところはどのようにしてやっていないのかということなどもしっかりお聞きをするといった実態の把握を先にやりまして、そこを踏まえてどうやったら動くようになるのかということをしっかり考えていきたい。

そのときに、先ほど申し上げましたような待機児童が多いような地域でなかなか希望の保育園に入れないような実態とか、同意が得られなかったクラスの場合にどうするのかとか、子供の安全管理や事故発生時の責任をどうするのかという辺りもしっかり考えて、そ

うというルールをお示しするということとやっていきたいと思っております。

特区というお話もありましたけれども、それも検討の俎上から外すわけではないですけれども、一方で速やかに実施すべきだというお話もありましたので、なかなか速やかにやろうとするとまずはQ&Aや事務連絡、通知という形のほうができる部分もございます。あるいは実際データを分析してみてそれをまた2段階でやるというのものもあるのかもしれませんが。その辺りも含めて、今日いただいた様々な御意見を踏まえて今後、しっかり取り組んでまいりたいと思います。

最後の御発言ということだったのでまとめましたけれども、以上でございます。

○佐藤座長 ありがとうございます。非常によくまとめていただきましてありがとうございます。

今日の議論はここまでですけれども、落合委員、何かありますか。

○落合委員 1点だけ特区の関係について追加したいと思います。

私は国家戦略特区のほうも座長代理をしておりますので、おっしゃっていただいた御理解のとおりだと思っております、基本的にはできることはすぐ通知で出していただいたほうが早いというのはおっしゃるとおりですので、そのように行っていただきたいということであると思っております、委員の発言で特区というところもございましたが、できないところが見つかった場合に全国でできないのであれば、特区で実験をしてという御趣旨ではないかと思っておりますので、そういった意味ではできるところをなるべく早急に行っていただくということで、万が一できなかった場合にはそういったいろいろな方法で実験をしながらでも整理していただく、ということをお検討いただければ十分かなと思っております。

1点だけ補足させていただきました。

○佐藤座長 ありがとうございます。

既に落合委員からもおまとめいただきましたけれども、今回の議論は次の3点から成るかと思っております。

第1点ですけれども、今日確認できたことは、リトミックや英語に関しては上乗せ徴収、あるいは直接契約というのは、こども家庭庁さんというか国としてはこれを排除するものではないということ。もちろん無制限に認めているわけではないにせよ、排除するものではないということ。

2点目なのですけれども、求められるのは、今できることとできないことといったときにすぐにでもできることは通知の明確化でありまして、通知の内容が非常に抽象的だと現場はどちらかというと厳しめに評価します。これは大学もそうなのでよく分かります。なので、例えばリトミックや英語など、受験勉強にならない範囲でということになると思いますが、そういったものは実行可能であるという旨については通知で明確にし、自治体にとってもやりやすい環境をつくっていくということだと思います。

ただ、今日、既に何人かの委員から御指摘のあったとおり、非常に複雑な要素が絡んで

いるということもあると思います。川崎や横浜のことを調べられるということだと思いますけれども、現場の実態を捉えてできないボトルネックを検証して、場合によっては特区的な実証実験的なことは求められるかなと思いますので、今できることは、大石委員専門の言葉を使うと速やかにやって、できないことについては実態を把握した上で、必要によっては特区のようなことも含めて、あるいは実証実験をやってもいいと思うのですけれども、そういったことで実際に保育の質はどうなるのかといったことについて検証、あるいは保育士さんの負担は本当に大丈夫なのかということについて検証していくといった2段階構えになってくるのかなと思いました。よろしいでしょうか。

すみません、5時になりましたけれども、本日は非常に有意義な議論をさせていただけたと思います。ありがとうございました。

議題はここまでとさせていただきます。御説明いただいた保育の未来を創る会の皆様、それからこども家庭庁の皆様、ありがとうございました。

では、今日はここまでですけれども、委員、専門委員の皆様方におかれましては、時間の制約上発言できなかったことがあれば、休みを挟むからこうなるのですが、10月15日火曜日中に事務局に御連絡いただければと思います。事務局からこども家庭庁へまとめて連絡いたします。

あと、最後になりますけれども、本日は事務局より参考資料を配付しているということです。これは本年4月26日に開催された第11回本ワーキング・グループに関する委員、専門委員からの追加質疑・意見に対する厚労省からの回答を配付しているということですので、適宜御確認いただければと思います。

それでは、本日はこれまでとさせていただきます。御参加いただきましてありがとうございました。

速記はここで止めていただければと思います。